

平成23年度 第3回  
三郷市景観審議会  
議案書・資料

平成24年2月29日(水)

三郷市役所 第1委員会室

## 目 次

### 議案第1号

三郷市公共施設景観ガイドラインについて……………P. 1

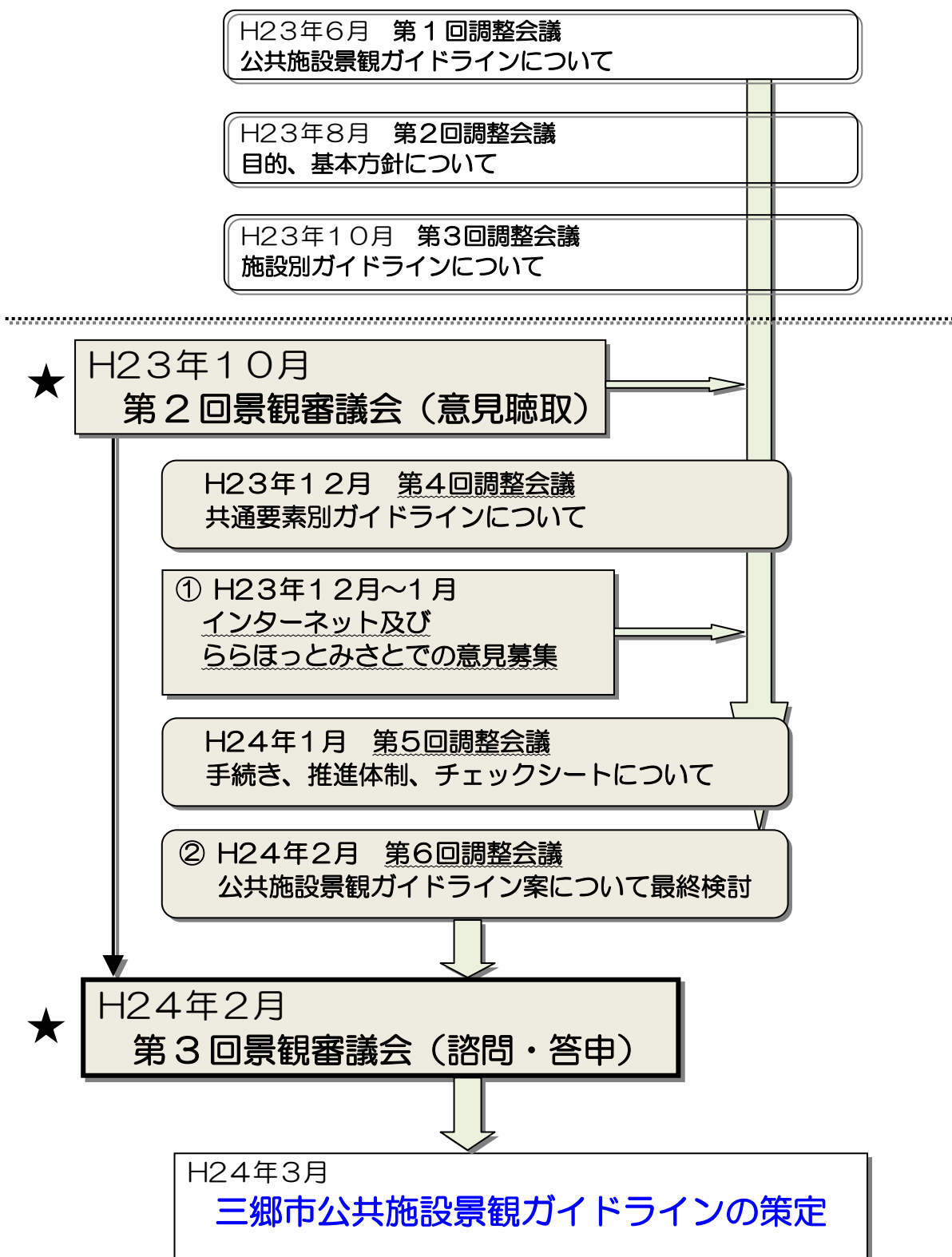
## 議案第1号

三郷市公共施設景観ガイドラインについて

## 別添

「三郷市公共施設景観ガイドライン(案)」のとおり

# 公共施設景観ガイドライン 前回の景観審議会以降の検討経過



## ①インターネット及びららほっとみさとでの意見募集結果について

### (1) 政策等の題名

三郷市公共施設景観ガイドライン（案）

### (2) 意見の募集期間

平成23年12月6日（火）～平成24年1月31日（火）

※ららほっとみさとでの意見募集は

平成23年12月28日（水）～平成24年1月9日（月）

その他、景観審議会に意見募集を実施

### (3) 意見の提出状況

#### ●インターネット及びららほっとみさとでの意見募集

提出人数 5人、 提出意見 5件

#### ●景観審議会への意見募集

提出人数 5人、 提出意見 8件

### (4) 意見等の概要について

別紙のとおり

## ②第6回調整会議について

### (1) 開催日

平成24年2月8日（水）

### (2) 議 題

・ガイドライン全体のまとめについて

### (3) 協議結果

・事務局修正案を公共施設景観ガイドライン最終案とすることです承

## 第2回景観審議会以降におこなった主な追加事項及び修正事項

### 1. 全体構成に関する部分について

#### (1) 7章構成から8章構成へ変更

- ・「ガイドラインの構成」を第1章の外に出し、第1章に「取り組みの基本姿勢」と「ガイドラインの位置付け」を追加
- ・前段の整理として、公共施設に求められるコンセプトや全体的な考え方を示すため、新たな第2章として「景観と公共施設の基本認識」を追加し、それまでの第2章以降を1章ずつ番号をずらす

#### (2) 第2回景観審議会時点で未作成だった部分の作成

- ・第7章「協議の手続きと推進体制」及び  
第8章「公共施設の景観ガイドラインチェックシート」を作成

#### (3) 施設ごとの方針の追加


- ・第5章の配慮事項の解説のページの前に各施設ごとの方針のページを追加

#### (4) 共通要素別ガイドラインに夜間照明を追加

- ・第6章の共通要素別ガイドラインに「(8) 夜間照明」を追加し、それまでの(8)以降の番号を一つずつずらす

## 2. 第2回景観審議会以降の個別修正対応について

### ①第2回景観審議会の指摘事項と対応事項


整理番号	指摘事項	対応事項
1	<p><b>【ガイドラインのコンセプトについて】</b></p> <p>●ガイドラインの構成では、基本方針の後に施設別或いは共通要素別のガイドラインとなっているが、前段に「公共施設に求められるコンセプト」や「全体的な考え方」を示す部分が無いと一つ一つの要素が良くてもそれが一つの景観にまとまった時に必ずしも良い景観になるとは言えないのではないか。</p>	<p><b>【P-3~14】</b></p> <p>○「公共施設に求められるコンセプト」、「全体的な考え方」として、第1章~第3章にコンセプト等内容を追加致しました。</p>
2	<p><b>【公共施設の共通のデザイン化について】</b></p> <p>●三郷市では公共の建物で共通の色やデザイン、材質などを揃えて建てるというような考えはあるのか。例えば災害時の緊急避難の場合にどこに逃げたらいいかということで、公共施設というのは拠点になりうると思うが、公共施設がすぐに識別できるといった効果がある。そういった観点に立つとデザインとか色調とか統一されているというのはそういう意味においても重要なことになりうると思うので検討していただきたい。</p>	<p><b>【P-64,65】</b></p> <p>○(2) フェンス類<sup>4</sup>と(3) ポール類<sup>1</sup>の「場所にふさわしい素材・色彩を選択する」の例示で「ダークブラウン系、ダークグレー系等」を追記致しました。</p> <p>また、P-84 に色彩の定性的な基準を追加し、施設別の方針に各々の整備コンセプトに基づいて色彩を決めて頂くこととしている。</p>
3	<p><b>【照明のコントロールについて】</b></p> <p>●本ガイドラインでは、照明に関してあまり詳しい規定がないと思います。照明のコントロールはなかなか難しいですが、何か記述をしていただくと良いかと思います。</p>	<p><b>【P-72】</b></p> <p>○共通要素別の(8) 夜間照明の配慮事項に「極端に鮮やかな色、けばけばしく点滅する照明は避ける。」を追記致しました。</p>
4	<p><b>【誘導の概念について】</b></p> <p>●(9) 舗装類の事例写真では、インターロッキングや自然石、木材など特殊な材料を用いた事例写真となっているが、実際は必ずしもそうではなく日常的なアスファルトがほとんどなので、デザイン強度の問題として全ての要素に力を入れてよい景観をつくらうというような配慮しすぎた結果、ちぐはぐな公共空間の例というものがあるので、全体像を考える部分を強化できると良いと思います。</p>	<p><b>【P-76】</b></p> <p>○(10) 舗装類の事例写真に、日常的なアスファルトの活用事例を盛り込みました。</p> 
5	<p><b>【経年変化への配慮について】</b></p> <p>●時間経過については、時間が経つと劣化して悪くなっていくというニュアンスがあるが、植物に関しては時間経過して初めて本来のあるべき姿になっていくこともあるので、時間の誘導について配慮していく必要があると思います。</p>	<p><b>【P-13,78】</b></p> <p>○第3章公共施設景観形成の基本方針の③「時間の経過による変化への対応」の説明書き後段に、また、(11) 樹木等に「樹木その他の植栽の適正な管理（間引き伐採を含む）を行う。」という配慮事項を追加致しました。</p>
6	<p><b>【誘導の概念の盛り込みについて】</b></p> <p>●基本方針で連続性や調和がキーワードとなっていますが、市の公共施設であるならば誘導していくといった性格もあると思います。調和や連続性だけではなく誘導といった概念があってもよいのかと思います。</p>	<p><b>【P-89~】</b></p> <p>○第3章「公共施設景観形成の基本方針」では、誘導の記述をしていないが、第8章のチェックシートで、施設別要素別の配慮事項の中から積極的に誘導を図る必須項目や、その他推奨項目、推進項目の3つの濃淡をつけ誘導を図るものと致しました。</p>


②第2回景観審議会の意見シートの指摘事項と対応事項

整理番号	指摘事項	対応事項
7	(第1章、第2章について)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設使用開始時には適正で育った植栽は、時間の経過成長するため、間伐も有り得る事を市民に明示して置く必要があるのではないか。</li> </ul>	<p><b>【P-13】</b></p> <p>○公共施設景観形成の基本方針の「③時間の経過による変化への対応」の説明書き後段に、「・・・間引き等の伐採に配慮を行う。」という文言を追記致しました。</p> <p>また、市民への明示については不要と判断したため盛り込んでおりません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設のランドマーク性と周囲との調和をどう図るのか？ 周囲との調和と連続性を重視する余り、有事の際の市民の避難場所として目標としての役割を失ってはいけないのではないか。</li> </ul>	<p><b>【P-58】</b></p> <p>○ご指摘の通り、公共施設の市庁舎など大規模施設のランドマーク性については、景観より防災面を優先するため、ランドマークを持たせるためやむをえなく高さ等の調和は図れなくとも、色彩の調和は図ることはできるので、可能な範囲での調和を図るものとしています。</p>
	(第4章 施設別のガイドラインについて)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夜の公園の安全性の確保が計れる設計にして欲しい。</li> </ul>	<p><b>【P-72】</b></p> <p>○(8) 夜間照明の配慮事項④に「安全性に必要な最低限の照明を確保する。」と追加致しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水元公園及び三郷公園周辺には現在、ブルーシートハウスが幾つか存在し、且つトイレを彼らの生活用に使用している節もあるので、朝夕の使用は出来るだけ避ける様にしています。 個人の身の丈に合わない大規模な施設や公園は付近の住民の不安の種にならない様な対策をとってから使用開始して欲しい。</li> </ul>	<p>○ご指摘の事項は、本ガイドラインで対応しかねる事項なので、関連する担当課にその旨をお伝え致します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街路樹に関しては、イチョウ並木やサクラ並木の様な第一樹種を植えるのではなく地域固有の樹種をベースに花の咲く木、実のなる木、紅葉が美しい木等様々な樹種を交ぜて構成してほしい。</li> </ul>	<p><b>【P-26】</b></p> <p>○「美しい木等様々な樹種」については、緑に関連する項目で、花木等の彩りとして記載しています。但し、実のなる木については、鳥などがとまり糞等の悪影響も懸念されるため「悪影響を及ぼさない樹種の選定に努める」という表記としております。</p>
(第5章 共通要素別のガイドライン)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続税支払いの為に屋敷林を手放したり、工場や事務所の移転や建替等により地域の環境が変化した場合、既存の公共施設の景観はどの様に変化させれば良いのか、変化させなくて良いのか一考する必要がある。</li> </ul>	<p>○現状の環境が変化した場合、良好な特性を踏まえて公共施設の景観も変化を受けると考えます。</p>	



③1月時点の案に対し景観審議会に意見募集をおこなった際の指摘事項と対応事項

整理番号	指摘事項	対応事項
8	<p><b>【ユニバーサルデザインについて】【P11,14】</b></p> <p>●公共事業の基本的考え方の中にユニバーサルデザインの視点が必要であるように思う。 (あくまで景観のガイドラインなので、大きな項目建ては必要ないが)「P11 4 (1) 市民の視点を大切にすること」や「P14 ⑥もてなしが感じられる場・施設づくり」の中で触れられないか?)</p>	<p><b>【P11,14】</b></p> <p>○ご指摘の箇所に、ユニバーサルデザインに関する考え方を追記致しました。</p>
9	<p><b>【野焼大会の開催について】【P43 左下写真】</b></p> <p>●消防との関係も有ろうが、奈良の若草小の野焼や利根川の渡良瀬川遊水池の野焼の様三郷大ヨシ(葦)焼大会は開けないものか。クリーン作戦とヨシの新芽の確保、火の大事さ恐ろしさの体験を狙って。</p>	<p><b>【P13】</b></p> <p>○ご提案は、本ガイドライン外の事項となりますので、ご提案の盛込みを控えさせていただきます。なお、クリーン作戦は景観の維持管理にかかわる事項と捉えており、次の箇所に記載しております。 →P13「③時間の経過による変化への対応」の項</p>
10	<p><b>【緑化フェンスについて】【P64 右下写真】</b></p> <p>●緑化フェンスは飛散ゴミの吹き溜りになり易いので設置場所に注意。</p> 	<p><b>【P13,14】</b></p> <p>○飛散ゴミの吹き溜りは、維持管理にかかわる事項で、次の箇所に記載しております。 →P13「③時間の経過による変化への対応」 →P14「⑦経済性への配慮」</p>
11	<p><b>【方針の並び等について】【P31,32】</b></p> <p>●((2)公園・緑道の)全体計画の方針の01、02、03の記載について、03人に対してのやさしさを01においた方が良いのではないか、また併せてユニバーサルデザインの思想も盛込んだらどうか。</p>	<p><b>【P 31,32】</b></p> <p>○全体計画の方針の構成は、当該「施設周辺のかかわり→01、02」と「人と生物のかかわり→03」に区分しております。その順序はまず全体像を把握して頂くために前者を先と致しました。 ○ユニバーサルデザインに関する視点は、整理番号8と同様。</p>
12	<p><b>【歴史等の事例写真、災害に強い公共施設整備について】【-】</b></p> <p>●水を強調した素案ですが、景観は地域の生活史産業史の結実として表徴されるものであり、例示写真の多くは新開地の建築物や社会財であり、歴史、時の経過があまり感じられない。この素案は今後の開発の中での突飛な工作物の出現阻止を目途としているように思われます。然らば昭和22年カスリーン台風に因る水害に代表される「水害の地、三郷」が三郷の景観を論じる出発点と成るべきであり、それによって、行政関連施設々備等の地盤のレベルや出入り、出水時の水の流れ方を考慮した植栽の配置等が決まると思われます。市民の生命財産を守る事が行政の第一目標であるので、大地震や水害等の「何でも有り」に対処できる堅固な公共施設々備等の設置を望む。</p>	<p><b>【-】</b></p> <p>○歴史、時の経過を感じさせる例示写真は多くありませんが、次の箇所に掲載しております。 →P32 右下写真 (彩のある緑道のネットワーク化) →P36 右下写真 (地域らしさを取り入れたゲート) →P38 右上写真 (草花による彩と季節感の演出) →P78 左上写真 (既存の樹木の活用) など ○ご指摘の「…堅固な公共施設々備等の設置…」は、安全安心にかかわる事項と捉えます。次の箇所に記載しております。 →P14「⑥もてなしが感じられる場・施設づくり」</p>

整理 番号	指摘事項	対応事項
13	<p><b>【護岸の写真の差替えについて】【P45 左下写真】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コスト面と供給面で難しいと思われるが、曲線の持つ優しさと和やかさを見た人々に与える為に、できたら割石では無く丸玉石の使用は出来ないものか。</li> </ul>	<p><b>【P45】</b></p> <p>○ご指摘の通り、割石の事例から丸玉石を使用した護岸の事例写真の差替え修正致しました。</p> 
14	<p><b>【色覚障害者に配慮したサインづくりについて】【P66】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（４）サイン類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・色覚障害者に対して配慮した色づかいの看板、案内板等に配慮。</li> <li>・弱視等の方にわかりやすいロゴの使用をお願いしたい。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【P66】</b></p> <p>○（４）サイン類の「サイン本体の視認性・誘目性を高める」の具体例として「例えば色覚弱者でも認識しやすい色づかいに配慮」を追記致しました。</p>
15	<p><b>【イルミネーション事例写真について】【P72 右上写真】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●キャンドルイルミネーションは炎を点している間だけのエネルギー収支ではなく、計画のスタート時から完全撤去までのエネルギー収支を勘案して実行すべきである。このような安易な施行実行が全ての始まりの原因ではなからうか。</li> </ul>	<p><b>【P72】</b></p> <p>○省エネ等に配慮した夜間イルミネーションの事例写真として、グリーンエネルギーを活用した事例写真に差替え修正致しました。</p> 
16	<p><b>【推進体制について】【P84】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2 推進体制に適合協議のイメージが示されているが、公共事業は複数の担当部署が関わる事が多く、国や県との調整が必要な場合も多い。個別の事業について担当部署と一対一の適合協議を行うことも必要であるが、関係する複数の事業者の調整を行うことも大切である。このような場合、景観担当窓口は相互をつなぐハブのような役割を果たすので、この点を図示できないか。</li> </ul>	<p><b>【P84】</b></p> <p>○ご指摘の内容に関して、推進体制に「…なお、該当事業が他の事業に関わる場合、景観担当係は必要に応じて景観の相互調整を行うことができるものとする。」を追記致しました。</p>
17	<p><b>【自転車通行帯の盛り込みについて】【-】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路に関しては、自転車の通行帯を作ることを努力目標に入れた方が良いと思う。</li> </ul>	<p><b>【-】</b></p> <p>○自転車の通行帯づくりは、本ガイドライン外の事項となりますので、ご提案の盛り込みを控えさせていただきます。</p>
18	<p><b>【トイレについて】【-】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既存の公共物のトイレの改修も含めて、改良後の高速道路SAトイレに代表される様な、高齢化社会に伴う排泄障害者に対応した暖かくて使い勝手の良いトイレ環境を「三郷の売り」にしてはどうか。</li> </ul>	<p><b>【-】</b></p> <p>○ご提案は、本ガイドライン外の事項となりますので、ご提案の盛り込みを控えさせていただきます。</p>

④ららほっとみさとでの市民からの意見と対応事項

整理番号	指摘事項	対応事項
19	●あまり高い建物を建てないでほしい。	○本ガイドライン及び景観計画では、直接高さを抑える基準は設けていません。 建物の高さについては、景観法以外にも建築基準法、都市計画法など他法令にも関係する内容となります。
20	●景観と安全性、実用性をまとめるのは難しいと思うがやはり道路はゆったり、各所には水飲みなどライフラインがあると良い。何もない場所は逆に不安	○道路のゆとり空間については、②道路構造・道路構成の配慮事項に「安全でゆとりのある歩行者等空間の確保を図る。」を盛り込んでおります。
21	●農地や平地林も重要な要素であり休耕田、小規模河川水路の敷地などを考慮したほうがよいと思う。インターA 地区など区画整理による荒地の形成は景観を損ねる。	○休耕田や荒地など維持管理については、第3章の方針③の説明書きに「…その後の劣化や維持管理等にも配慮する」と緑の維持管理について盛り込んでおります。
22	●緑を多く、自転車歩行者を主体とした道路、車いすにやさしい道路。	○緑を多くについては、積極的に緑を増やす方針を盛り込んでいます。 また、自転車歩行者を主体とした道路については、安全・安心で魅力ある歩行者等の空間づくりの方針を盛り込んでいます。 車いすにやさしい道路については、人にやさしい施設づくりの方針を盛り込んでいます。
23	●景観に関して、色合いまで決められているとは思わなかった。TX 開業により新たに街開きされた例もほしかった。	○TX 開業に伴い建設された、三郷中央駅前のにおどり公園の事例を入れております。

### 3. その他調整会議及び事務局での修正事項について

#### (1) 文言の修正と統一

- ・表現を「である」調に統一  
(ただし、景観計画等からの抜粋となる一部分を除く (主に第2章))
- ・誤解を生じる恐れのある表現・わかりにくい表現・現実にそぐわない表現の見直し

「障害者でも」→「誰でも」

「ガラス等で存在感を」→「格子等で存在感を」

「エージング」→「経年変化」

「コリドー」→「回廊」 等

#### (2) 写真及び解説図の差し替え

- ・配慮事項の説明としてより良いと思われる写真への差し替え
- ・解説図等を見やすくなるよう一部修正

#### (3) 道路の協議対象規模の変更

- ・「幅員が5.5m以上」としていたものを対象を明確化するため  
「1級、2級市道、都市計画道路、新市街地8m以上の道路、歩行者専用道路」に変更

調整会議での指摘事項と対応事項

整理番号	指摘事項	対応事項
1	●現在、鳩やカラスなど鳥の糞の被害があるので、景観的な配慮が必要であれば、配慮事項に盛り込んだ方が良いのではないかな。	【P-26】 ○鳥による糞等の被害については、前段の緑の植栽に関する項目に注意書きとして「※樹木を植栽する場合は、鳥の糞等による悪影響を及ぼさない樹種の選定に努める（以下同じ）」という注釈を追加。
2	●(5) 橋梁類、(6) 擁壁・護岸類 [1] で、転落防止柵の設置は努めるではなく義務ではないでしょうか。	【P-67,69】 ○ご指摘の通り、努力事項ではなく義務になるため「転落防止柵等を設置する」という表現に修正。
3	●[4] 安全・安心であれば、柵で囲うのではないかな。 緑で囲うのは [1] のことではないかな。	【P-71】 ○「安全・安心のために緑等の遮蔽を図る。」を「露出する場合は、柵、緑等で囲い込む。」に修正。
4	●02「緑を増やし、特性を活用しましょう。の配慮事項は、緑の効果の記述になっているが、具体的な配慮する記述が望まれる。 また、草花の記述はいらぬかな。	【P-78】 ○配慮事項に、草花の記述も含め矢印で具体例を追記。
5	●第5章(1)にのみ、安全・安心についての視点がないが、入れるべきではないかな。	【P-61】 ○(1) 建築施設では安全・安心に係る内容の④バルコニー等が該当するため「手摺部は“安全・安心に配慮し”」という文言を追記。
6	●本ガイドラインでは、「マチ」の表現で、漢字の「街」とひらがなの「まち」が使われているが、使い分けしている理由は何かなあるのかな。	【P-8】 ○漢字の「街」とひらがなの「まち」の使い分けについて説明書きを追記。
7	●三郷流山線の施工主体が千葉県になる可能性もあるので、P-15の対象施設の文言を「国、東京都、埼玉県…」と書いてあるが、千葉県も入れた方がよいのではないかな。	【P-15】 ○次の文言表現に修正。 「また、国・県等が整備する公共施設についても理解と協力を求めていくものとする。」
8	●(4)道路の歩道舗装について、ガイドラインの絵では、全て色彩のある舗装（インターロッキング等）にするように見える。沿道に特性がない箇所は黒舗装に絵を修正できないかな。	【P-47】 ○ご指摘の通り、沿道に特性のない部分については黒系アスファルトの表現に修正。
9	●「舗装」を明確にしてほしい。 アスファルト以外も含むことになっているため、（例）校庭改修を施工するときも該当することが、景観の趣旨と合うのだろうか。配置のみ確認するだけであれば、校庭や校舎周辺の空きスペースは対象外にしてもよいのではないかな。	【P-101】 ○舗装の定義として、「(灰色系の歩車道等を除く、なお駐車場・駐輪場は(12)を参照)」と明記。



### 公共施設景観ガイドラインとは

#### 1. 目的

「三郷市公共施設景観ガイドライン」は、景観に配慮した公共施設の整備等を行うための指針を定め、その活用により、公共施設の景観形成が三郷市の景観をリードし、民間に対するモデルとなることを目的に策定するものです。

#### 2. 位置付け・役割

本ガイドラインは、景観条例第 22 条に公共施設等における景観形成は、「良好な景観形成を積極的に推進するための先導的な役割を果たさなければならない。」と定めていること、景観計画第 9 章の景観形成の推進方策に、「公共事業の良好な景観整備を促進するためには誘導基準が有効となります。そのため、公共施設景観ガイドラインの作成の検討を行います。」と定めていることを受け策定するものであり、景観計画の基本目標にもとづいた視点から、各々の公共施設についての共通した方針及び配慮事項について、指針となるようにまとめたものです。

#### 3. 景観形成の基本的視点

景観形成は、三郷の景観資源の視覚的な側面を重視するのみならず、まちの魅力そのものを高めていくことを目的としています。そのため、本市が本来もっている景観の構造や特性を理解し、その特性に配慮した三郷らしい個性が感じられる景観を創出し、優れた景観を市民の共有の財産としていくという姿勢が求められます。

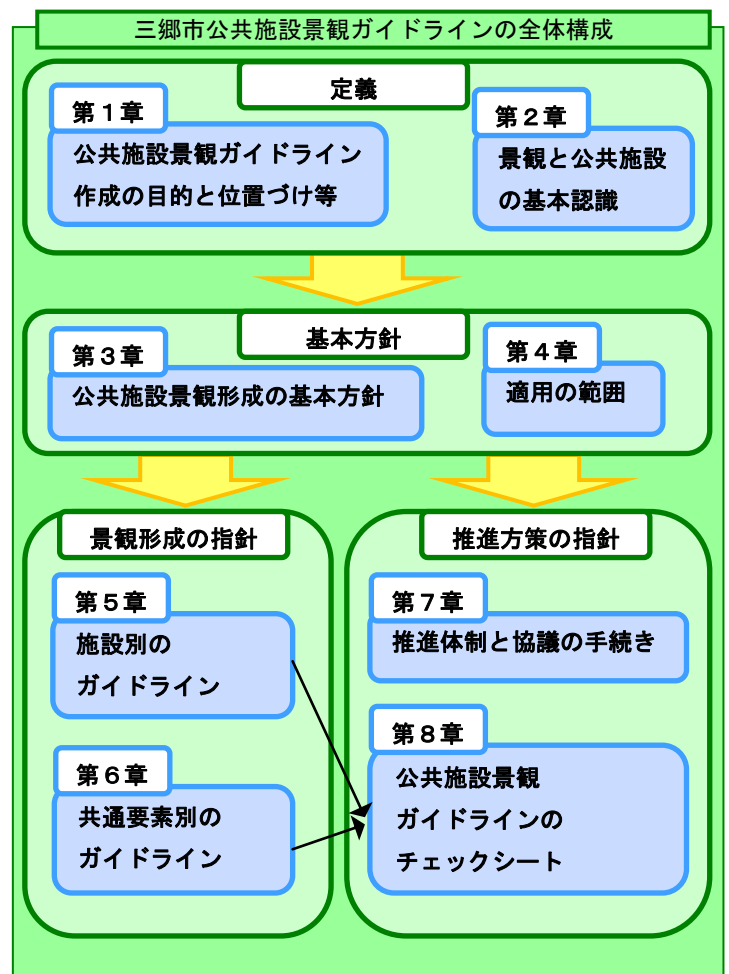
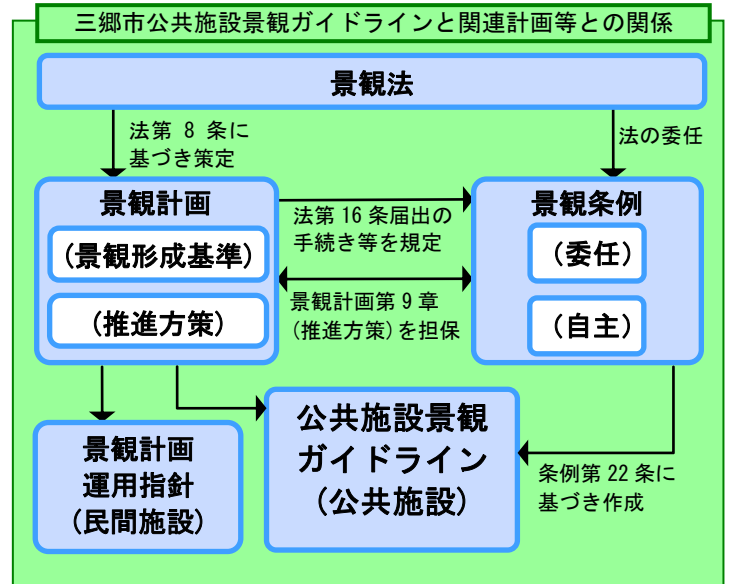
このような考え方を踏まえ、本ガイドラインにおける景観形成の基本的な視点は、次の通りとしています。

- ①景観を支えている自然的要素を重視する
- ②長い間に培われていく歴史・文化を重視する
- ③都市づくり、住民のまちづくりと関連させて捉える

#### 4. 公共施設に求められているもの

基本的視点に立ち公共施設の整備に求められているものを整理すると大きく以下の 4 点にまとめることができます。

- ①市民の視点を大切にすること
- ②地域の視点を持つこと
- ③環境負荷の軽減に配慮すること
- ④時間の視点を取り入れること



# 景観形成の指針

## 5. 基本姿勢・基本方針

目的・基本的視点・公共施設に求められていること等を踏まえ、本ガイドラインにおいては良好な景観形成を推進するため右に示す3つの基本姿勢と7つの基本方針を掲げています。

## 6. 景観形成の指針

景観形成の指針として施設別・共通要素別に分類し、良好な景観形成を推進する上での配慮事項を定めています。

施設別としては公共施設を①公共建築物、②公園・緑道、③河川・用水・調整（節）池、④道路の4項目に分類し、それぞれに全体計画の視点・個別計画の視点を定めた上で、具体の配慮事項を示し良好な景観形成を推進するための指針としています。

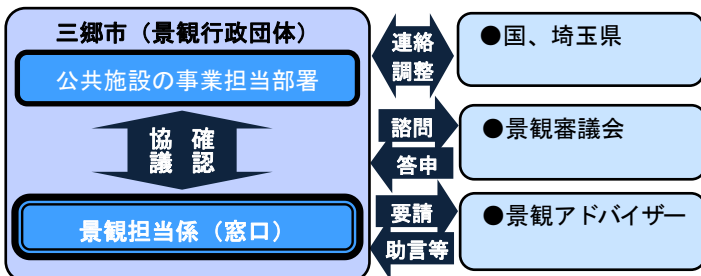
また、共通要素別として各公共施設に含まれる要素として、①建築施設②フェンス類③ポール類④サイン類⑤橋梁類⑥擁壁・護岸類⑦設備類⑧夜間照明⑨ストリートファニチャ・パブリックアート・遊具類⑩舗装類⑪樹木等⑫駐車場・駐輪場⑬色彩と13項目に分類し、具体の配慮事項を示し良好な景観形成を推進するための指針としています。

## 推進体制と手続き

### 7. 推進体制

本ガイドラインの運用における「手続き」や「景観形成の推進」は、下記の体制で取り組むこととしています。

なお、該当事業が他の事業に関わる場合、景観担当係は必要に応じて景観の相互調整を行うことができます。



### 8. 手続き

良好な景観形成を推進するため、一定規模以上の公共施設は景観担当と協議を行う事とともに、それ以外の施設についてもチェックシートを用いて事業担当部署での自己チェックを行うものとしています。

## 三郷市公共施設景観ガイドラインの方針

### 取り組みの基本姿勢

- ① 水と緑と街の「景観連鎖」を推進する
- ② 都市景観をリードし、モデル役を担う
- ③ 積極的な検討を行い、より良い景観形成を目指す

### 景観形成の基本方針

- ① 周囲の景観要素との連続性の確保
- ② 施設の全体と部分との調和
- ③ 時間の経過による変化への対応
- ④ 見やすくすることと見えにくくすること
- ⑤ 賑わいの創出
- ⑥ もてなしが感じられる場・施設づくり
- ⑦ 経済性への配慮

## 景観形成の指針の分類

### 施設別のガイドライン

- ①公共建築物
- ②公園・緑道
- ③河川・用水・調整（節）池
- ④道路

### 共通要素別のガイドライン

- ①建築施設
- ②フェンス類
- ③ポール類
- ④サイン類
- ⑤橋梁類
- ⑥擁壁・護岸類
- ⑦設備類
- ⑧夜間照明
- ⑨ストリートファニチャ・パブリックアート・遊具類
- ⑩舗装類
- ⑪樹木等
- ⑫駐車場・駐輪場
- ⑬色彩

## 三郷市公共施設景観ガイドラインに基づく手続きの流れ

